

自治会加入促進の手引き



令和7年(2025年)4月

茨木市自治会連合会・茨木市

はじめに

自治会は、地域の人々が互いに協力し合い、住みやすい地域社会づくりに取り組む活動を行っています。

自治会は、わたしたちにとって、もっとも身近な地域コミュニティであり、地震などの災害への対応、子どもの見守り活動をはじめとする地域防犯への取り組み、レクリエーション行事による地域交流の促進、とりわけ、近年の高齢化社会への対応などには、大きな役割を持っております。

しかし、昨今、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、近隣住民との関わり合いが希薄化する中、自治会への加入も減少傾向にあります。

自治会加入率の向上に特効薬のような方策はありませんが、地域にお住まいの方たちが顔の見える関係性を築くことで、安全・安心なまちづくりに繋がることをご理解いただき、自治会活動への理解や参加を促していくことが必要です。

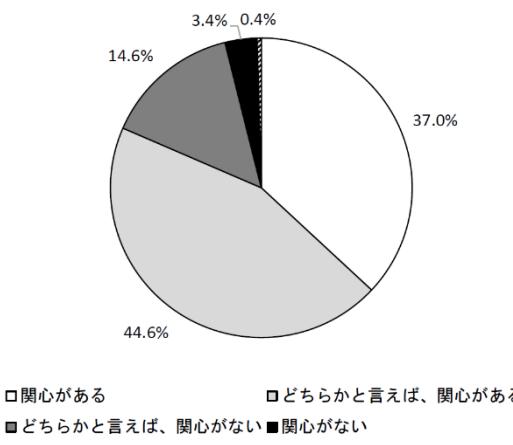
そこで、自治会への加入減少の原因を分析し、未加入者に対して加入促進の働きかけや誰もが参加しやすい自治会活動を進めるための手引きを作成しました。この手引きをご一読いただき、加入世帯の増加を図ることで、より一層、安心して暮らせる地域社会づくりに繋がることを期待しています。

目 次

1 地域や自治会について（市民アンケート調査より）	・・・	1
2 加入呼びかけのすすめ方	・・・	3
2-1 加入呼びかけの手順	・・・	3
2-2 訪問の手順	・・・	5
2-3 分譲マンションや賃貸マンションへの自治会加入の呼びかけ	・	6
2-4 加入後	・・・	6
3 茨木市自治会連合会・茨木市が行う加入促進	・・・	7
4 Q&A（自治会加入についての問答集）	・・・	8
5 資料	・・・	10
【自治会加入案内のあいさつ文について】	・・・	10
【自治会加入チラシ・結成チラシのひな型について】	・・・	12
【自治会加入案内チラシ】	・・・	14

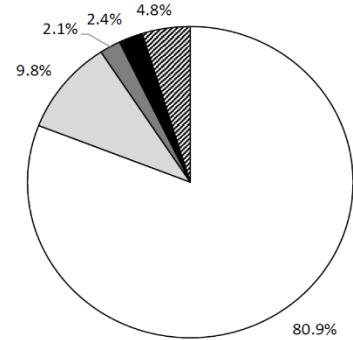
1 地域や自治会について（市民アンケート調査※より）

①お住まいの地域に関心がありますか？



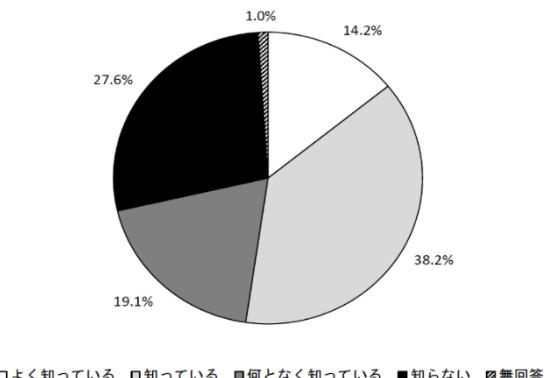
□関心がある
■どちらかと言えば、関心がない
■関心がない
□無回答

②自治会へ加入するように周囲から促されたことはありますか？



□促されたことはない
□1度だけ促された
□2~3度促された
■それ以上促された
□無回答

③自治会への加入方法を知っていますか？



□よく知っている
□知っている
■何となく知っている
■知らない
□無回答

地域に関心がある人は約8割いるけれど、多くの人が自治会の加入を促されたことがなく、3割の人が加入方法を知らないのね。

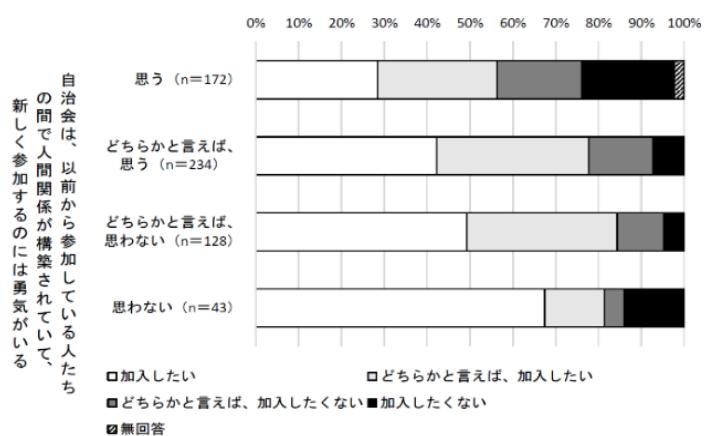


○自治会に「加入したい」または「したくない」と回答した人が自治会に感じていることについて

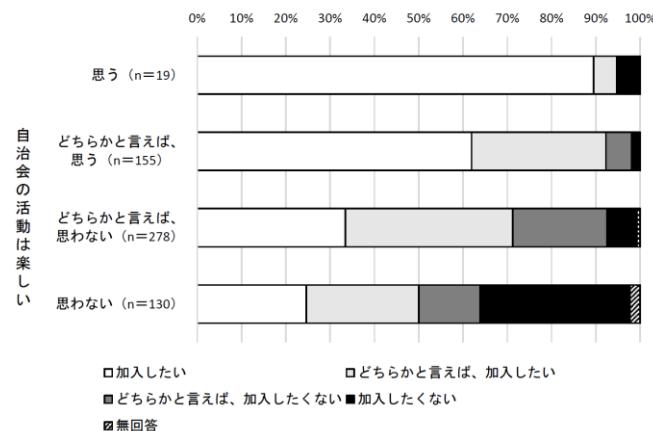
①自治会は、以前から参加している人たちの間で人間関係が構築されていて、新しく参加するのには勇気がいる



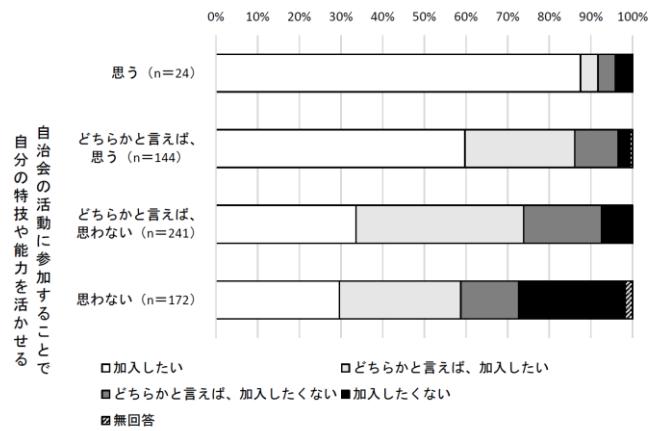
加入方法を知らないうえに、新しく参加するには勇気がいることからも、待っているだけでなく改めて加入の声掛けをすることが重要なんだね。



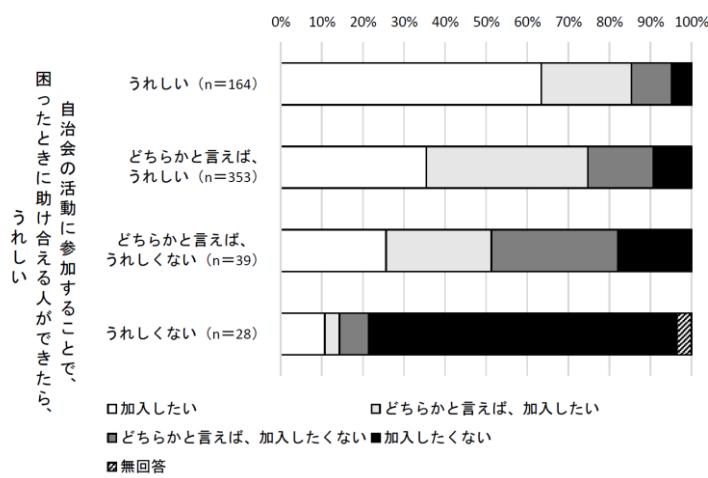
②「自治会の活動は楽しい」



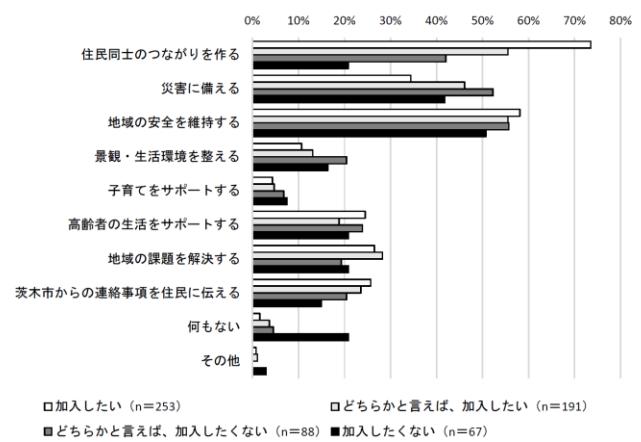
③「自分の特技や能力を活かせる」



④「困った時に助け合える人ができたら、うれしい」



⑤自治会に期待する役割



自治会の活動内容を見える化して、どんな活動をしているのか理解してもらえば、参加しやすくなるかもしれないね。
加入したくない人も自治会には「災害への備え」や「地域の安全」に関する求めているので、そのような活動をアピールしてもいいかも。



※地域コミュニティに関する現状分析 (R4.3)

18歳以上の市民2,000人を対象に地域コミュニティに関するアンケートを実施 (回答率: 671人、33.55%)

2 加入呼びかけのすすめ方

自分たちが住む地域を住みよい地域にするためには、日頃から隣近所の人たちと顔の見える関係性を築いておくことが大切です。

また、地域の課題を当事者だけで解決することはハードルが高く難しいですが、地域の課題について相談したり、情報共有して皆で話し合う場があれば、協力して解決につなげることができます。そんな相談や協力体制の窓口機能の一つに「自治会」があります。

しかし、自治会の意義・必要性・機能・活動を知らなければ、自治会活動に参加しようという気持ちや自治会への理解は生まれません。まずは、自治会について知るきっかけをつくることにより、自治会の加入につなげましょう。

2-1 加入呼びかけの手順

自治会への加入を呼びかけるには、まず自治会の区域で未加入者世帯の状況を把握し、説明のための事前準備が必要です。

次のポイントに従って事前準備を進めましょう。

ポイント①

自治会区域を確認しましょう！

- ・会則や規約に基づいて、まずは自らの自治会の区域を確認します。
→マンションやアパートなどについては、それが賃貸なのか、分譲なのか、ファミリータイプなのか、単身タイプなのか、この他にも、社宅、借上げ住宅（マンスリーマンション等）などのなど、住民の居住（ファミリー、単身など）やどこが管理運営を担っているのかを調査します。

ポイント②

役員・会員の共通理解を深めましょう！

- ・自治会への加入を促すためには、自治会全体で取り組むことが大切であり、多くの方々の理解が必要です。そのためには、役員、班長、会員に、会の目的や活動内容を共有することが重要です。

ポイント③

未加入世帯の状況を把握しましょう！

- ・住宅地図などを参考にして、未加入世帯を調査します。
 - ①以前から住んでおられる方で脱会された方の場合
→脱会に至った経緯を伺い、可能なことについては改善をし、再加入を呼びかけます。例えば、高齢であるため役員を担うことが難しい場合などは、役員の免除規定を設けるなどの方策を検討してみましょう。
 - ②以前に勧誘したが加入いただいている方の場合
→加入のタイミングを逃しているだけかもしれません。再度、会の目的や活動内容が分かる資料を活用し、加入について案内してみましょう。
 - ③最近新たに転入されてこられた方の場合
→会の目的や活動内容が分かる資料を活用し、住民同士が協力し、住みよい地域づくりを目指して活動している旨を説明してみましょう。また、日頃から班長や会員に対し、新規入居の情報提供を依頼しておきましょう。

ポイント④

加入案内の資料を準備しましょう！

- ・あいさつ文、加入申込書の他、会の目的や活動内容、会費などの情報を掲載したチラシや規約（総会資料）などを準備しましょう。
- ・直近でイベント等がある場合は、その案内も一緒にすると訪問しやすくなります。

※あいさつ文、自治会独自の加入案内チラシのひな型について資料（P. 10-12）に掲載しています。加入案内チラシの作成する際に掲載する内容などを役員間で話し合うことで、会の目的や活動内容が整理でき、理解を深める一つになるかもしれません。会員の共通理解が広がると、未加入者への加入案内もしやすくなります。
ぜひ、ひな形を活用して作成してみてください。

2-2 訪問の手順

ポイント①

訪問時期

- ・新規転入者には、ごみの出し方などの説明も兼ねて、入居後すぐに訪問してみましょう。以前から未加入の世帯には、年度始めは、自治会も忙しいことが多いことから、自治会加入促進月間である6月頃や行事等の開催に合わせると、訪問しやすく良いかもしれません。

ポイント②

訪問方法

- ・必要書類を用意し、迷惑にならない時間帯を見計らい、訪問します。
- ・初回は加入依頼のあいさつと書類を手渡すくらいで、2回目の訪問に加入申し込みを受けるくらいが良いでしょう。
- ・初めの訪問から1週間程度後に訪問してみましょう。
- ・人数は、役員と班長など、2～3名で訪問し、居住者全員でまちづくりを進めている雰囲気で話してみましょう。地域全体で取り組んでいるという信頼感を持つてもらえるのではないかでしょうか。
- ・昨今、防災・防犯に対しての住民意識が高まっていることから、この活動を前面に出すと効果的です。
- ・小学生などの学齢期のこどもがいる世帯には、登下校時の「見守り活動」やこどもが参加できる行事の案内を伝えるのも重要です。
- ・高齢者世帯には、災害時などの緊急時には、過去の震災の例でも証明されているように、「『遠くの親戚より、近くの他人』がお役に立ちますよ」といった話が効果的です。
- ・加入に至らない場合でも、「いつでもお待ちしていますよ」といった雰囲気で接しましょう。

※必要書類：加入案内のチラシ（資料参照）、加入申込書、規約（総会資料）、イベントチラシ など

2-3 分譲マンションや賃貸マンションへの自治会加入の呼びかけ

①分譲マンションの場合

分譲マンションには、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、管理組合が設立されます。その管理組合の設立説明会などが開催されることから、開発業者に依頼して入居者に自治会加入の説明を行います。

- 戸数や立地、自治会の実情などによって、①マンションで自治会結成、②マンション全体で近隣の自治会に加入、③個別世帯で加入してもらうかを決定しましょう。
- マンションには管理組合があるため、なかなか自治会の結成が進まない場合があります。自治会は管理組合の機能を補完する活動を中心とし、管理組合と自治会が相互に連携することが重要です。
 - ・自治会が担当する活動の例：防犯・防災活動、居住者間のコミュニティの醸成（イベントの実施）、市や地域などの団体との渉外関係 など

市では、開発業者が住宅を建てるときには、近隣自治会に工事の概要等の説明をするように指導しています。また、開発の事前協議において、近隣自治会への加入や自治会結成について居住者への周知をお願いしています。

開発時から自治会加入・結成についての協議を進めておくことが効果的です。

②賃貸マンションの場合

賃貸マンションではオーナー、管理会社が、また、社宅や独身寮などは管理人が窓口となります。この場合も、建設段階からの協議を進めておくことが効果的です。

賃貸住宅、特に単身者用住宅は比較的入れ替わりが激しく、自治会活動に参加していただくことが難しいことも考えられることから、オーナーや管理会社に班長的な役割を担っていただき、自治会活動の案内や地域のイベントへの参加などを呼びかけてみましょう。

2-4 加入後

新規加入者を総会等で紹介したり、日頃からあいさつや声かけをするなど、できるだけ早く自治会になじめるよう配慮しましょう。安心して地域で過ごせることで退会予防にもつながります。

3 茨木市自治会連合会・茨木市が行う加入促進策

①6月を「自治会加入促進月間」とし自治会加入の啓発に取り組んでいます。

- ・広報誌による加入促進記事の掲載
- ・ごみ収集車からの録音による自治会加入啓発
- ・懸垂幕による自治会加入や地域活動の参加への呼びかけ



②自治会加入によりエコポイントを付与しています。

③市への転入手続きの際に、自治会加入依頼書と加入案内チラシ（資料 P.14）を配布し、加入希望者と自治会長をおつなぎしています。

④宅建協会、不動産協会と市、茨木市自治会連合会との「自治会加入促進に関する協定」を締結

→居住を選択する早い段階において、地域コミュニティへの参加の新たな「きっかけ」を提供するため、仲介時、販売時などに自治会加入依頼書と加入案内チラシの配布を依頼しています。

⑤宅地・マンション開発時における事業者への協力依頼

→新たに戸建てやマンションが開発される際に、開発事業者に対して、自治会の設立や加入を呼びかけています。

⑥自治会との連携・情報提供

→自治会に対して、市が持つ情報を積極的に提供するとともに、円滑な運営に資するため、説明会の実施や運営についての手引きなどを提供しています。

⑦自治会加入案内チラシ、自治会ハンドブック（概要版含む）の作成

→加入案内チラシは、各自治会で未加入世帯に加入案内される際にご活用ください。

自治会ハンドブックでは、自治会に関する基本的な情報を掲載しており、写真や挿絵を用いながら、自治会の活動内容についてわかりやすく紹介しています。

⑧自治会加入チラシ、自治会結成チラシのひな型の作成（資料 P.12、13 に掲載）

→各地域の具体的な情報や写真を載せることで、活動内容をより身近に感じられ、加入につながると考えられるため、各自治会独自に加工できるひな型を茨木市自治会連合会のホームページに掲載しています。

4 Q&A（自治会加入についての問答集）

Q：自治会に加入すれば、どんなメリットがあるの？

A：コミュニケーションが広がり、行事などの活動を通じ、ご近所の方と親睦を図ることができます。このことが、いざという時に役立つものです。緊急時には、顔を知っているからこそ、助け合うものではないでしょうか。

目には見えませんが、「人脈」という財産を得られるものです。そして、加入いただいてご自身でメリットを感じていただきたいと思います。

高齢者にとっては身近な見守りが、子ども達には安全な通学が可能になります。これも自治会を通じて行われています。

Q：自治会への加入は必要なのでしょうか？

A：加入は任意ですが、防災・防犯、ごみの収集など、生活に密接に関連した課題は、個人で解決することは難しい場合があります。このような時は、自治会の役割が必要となるので、ぜひ加入をお願いします。

Q：そもそも自治会って、どんな組織なんですか？

A：同じ地域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、防災や防犯活動、環境美化運動の推進や防犯灯の設置、レクリエーション行事など様々な活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための公共的団体です。

Q：税金を納めているのだから、防災やごみ処理は行政がやればいいのでは？

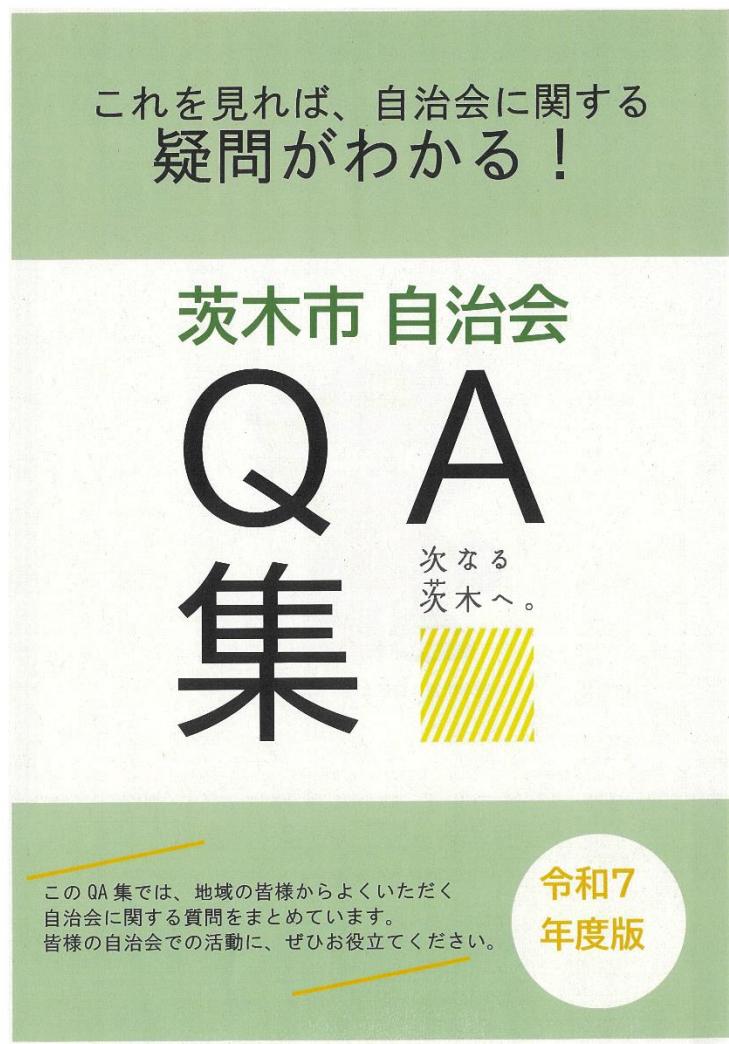
A：住民のニーズが多様化している現在では、行政による一律のサービスではなく、地域のみなさんが、自分達のまちづくりには何が必要かを考え、自ら実行していくことが、地域におけるまちづくりの基本になっています。

加えて、震災時にも明らかになったように、行政の支援が充分に行き渡らない場合もあります。その時は、地域住民が「共助」の考え方で乗り越えようとしています。ごみ集積所の管理も、利用される地域住民が協力して行っていただいている。

Q：年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

A：交流・親睦のために、ぜひ参加していただきたいのですが、基本的には自由参加なので、ご都合がつく行事からでも参加をお願いします。

※自治会長説明会等の質問をまとめた「自治会 QA 集」も作成しておりますので、
自治会活動にお役立てください。



茨木市のホームページに掲載しています。

【各課のご案内】 – 【地域コミュニティ課】 – 【自治会】 – 【自治会 QA 集】

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/23/R6jitikaiQAsyuu.pdf>

5 資料（あいさつ文、自治会加入チラシ・結成チラシの参考例等）

【自治会加入案内のあいさつ文について】

新規転入者の方、地域にお住まいの方で自治会の加入案内や活動内容などの説明などを行う際、口頭のみで説明するより、資料をあわせて提示する方が伝わりやすく、理解もされやすいです。

【新規転入者用】

新規転入されてきた皆様へ

〇年〇月〇日

〇〇自治会
会長〇〇 〇〇

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度〇〇自治会区域内にご転入されたこと、自治会一同、歓迎いたします。

私たち〇〇自治会は、皆様がこの〇〇に住んでよかったと思えるように、住民の親睦と安全安心で快適に暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

自治会の加入は強制ではありませんが、同じ地域内に住むご近所同士で交流を深め、困りごとやいざという時に助け合える関係がつくれるよう、会員一同、〇〇様の加入を心よりお待ちしております。そこで、当自治会のことを知りたいために、自治会の規約、総会議案書等の活動資料をお届けいたしますので、ご覧ください。

ご加入いただける場合は、下記の連絡先までお申し付けください。

◆連絡先
班長 〇〇〇〇 (TEL: 111-222-3333)
自治会長 〇〇〇〇 (TEL: 222-333-4444)



お気軽にお問合せください。

【地域にお住まいの方用】

○年○月○日

地域にお住まいの皆様へ

○○自治会
会長○○ ○○

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち○○自治会は、皆様がこの○○に住んでよかったと思えるように、住民の親睦と安全安心で快適に暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

自治会の加入は強制ではありませんが、同じ地区内に住むご近所同士で交流を深め、困ったやいざという時に助け合える関係がつくれるよう、会員一同、○○様の加入を心よりお待ちしています。

そこで、○○自治会のことを改めて知っていただくために、当自治会の規約、総会議案書等の活動資料をお届けいたします。

ご加入いただける場合は、下記の連絡先までお申し付けください。

◆連絡先
班長 ○○○○ (TEL: 111-222-3333)
自治会長 ○○○○ (TEL: 222-333-4444)

 お気軽にお問合せください。

茨木市自治会連合会のホームページに自治会加入案内のあいさつ文を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

茨木市自治会連合会ホームページ

URL: <https://www.ibaraki-jichiren.com/>



こちらの QR コードからご確認いただけます

【自治会加入チラシ・結成チラシのひな型について】

各自治会で利用できる自治会加入チラシ・自治会結成チラシのひな型を作成しております、自治会でのオリジナルのチラシを作成いただけます。

各地域の具体的な情報や写真を載せることで、活動内容をより身近に感じられ、加入につながると考えられます。

【自治会加入チラシ】

○○自治会では！

○○自治会入会のご案内

安全で安心に暮らせる地域づくりのため、防犯灯やごみステーションの維持管理、自治会内の清掃、見守り活動など個人だけでは解決できない地域の課題に取り組んでいます！

◆活動内容

清掃活動：年〇回（道路のごみ拾いと児童遊園の清掃）
地域防災訓練：年〇回（○○小学校）
見守り活動：随時（児童登下校時、夜間パトロール）
その他、地域行事（ふるさと祭、地区体育祭、文化祭）にも参加しています
年度始め総会で事業・決算報告、事業計画・予算報告を行っています。

※参加は任意

(例) 祭り活動

(例) 清掃活動

(例) 協議の場（意見交換会）

加入率が高い場合は、記載すると効果的

自治会の範囲：○○町、
○○一丁目～四丁目
加入世帯数：○○世帯

会費：月〇〇〇円
※集金は〇か月分まとめて班長が行います。

◆連絡先
班長 ○〇〇〇 (TEL: 111-222-3333)
自治会長 ○〇〇〇 (TEL: 222-333-4444)

お気軽にお問合せください。

【自治会結成チラシ】

自治会を結成してみませんか？

①自治会がない地域において、新たに自治会を結成する場合
②既存の自治会を統合して、新しく自治会を結成する場合
③既存の自治会から分離して、新しく自治会を結成する場合

～自治会の活動内容の例～

サンプル
(例) 清掃活動

サンプル
(例) 祭り活動

サンプル
(例) 防災訓練

自治会とは？
ふれあい活動などを通して、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための、もっとも身近な住民組織のひとつです。

～自治会結成の手続き～

- ①設立準備会を設置
- ②自治会の区域を決める（他の自治会と区域が重複しないよう注意）
- ③自治会結成に対する区域住民の意見を集約
- ④設立趣意書を作成、配布して、自治会への加入申込みを受ける。
- ⑤会則の草案（規約案）を作成
- ⑥事業計画、予算書、会員名簿などを作成
- ⑦役員選出などについて、検討
- ⑧設立総会を開催
- ⑨市に届出をしてください。

～自治会への支援～

- ・掲示板、清掃用具の購入補助
- ・集会所の整備、物置の設置補助等

●地域の活動や自治会活動についてのご相談
○○地区連合自治会（連絡先： ）

●自治会の規約や役割などについてのご相談
茨木市自治会連合会事務局（茨木市・○○○課：市役所本館2階 10-①窓口
TEL 072 (620) 1604 FAX 072 (620) 1715
e-mail : ○○○@city.ibaraki.lg.jp
茨木市自治会連合会 URL : <https://www.ibaraki-jichiren.com>

茨木市自治会連合会のホームページに結成チラシ・加入チラシ共に3パターンのひな型を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

茨木市自治会連合会ホームページ
URL:<https://www.ibaraki-jichiren.com/>



こちらのQRコードからご確認いただけます

英語・中国語・韓国語版

あります！

【自治会加入案内チラシ】

茨木市自治会連合会では、自治会加入案内チラシを作成しております。各自治会で未加入世帯に加入案内される際にぜひご活用ください。事務局（地域コミュニティ課）でご希望の自治会に必要部数をお渡しいたします。



チラシのデザインは、上部に「自治会活動はまちづくりの第一歩みんなでいっしょに始めませんか？」という大きな見出しと、右側に「自治会とは？」という説明文が含まれています。説明文では、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくるための、地域の行事に参加することなど、あなたにできることから、地域とのつながりを持つてみませんか。中央には、多様な年齢層の人々（高齢者、子供、大人）が手をつなぎ、地域社会の一員として活動する姿が描かれています。下部には、6つの自治会活動のアイコンが並んでおり、それぞれの活動内容が説明されています。

自治会とは？

ふれあい活動などを通して、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくるための、もっとも身近な住民組織のひとつです。隣近所で交流することや地域の行事に参加することなど、あなたにできることから、地域とのつながりを持つてみませんか。

自治会活動はまちづくりの第一歩
みんなでいっしょに始めませんか？

夏祭り

防犯パトロール

地区体育祭

防災訓練

環境美化活動

子ども見守り隊など

茨木市自治会連合会

（茨木市自治会連合会事務局）

茨木市 市民文化部 地域コミュニティ課

Tel 072(620)1604（ダイヤルイン）FAX 072(620)1715
e-mail : community@city.ibaraki.lg.jp

次なる茨木へ。

茨木市自治会連合会 (URL : <https://www.ibaraki-jichiren.com>)

(事務局) 茨木市市民文化部地域コミュニティ課

TEL : 072-620-1604 FAX : 072-620-1715

e-mail: community@city.ibaraki.lg.jp